

農薬取締法第 7 条第 7 項の農薬の変更の登録のうち、同法第 3 条第 2 項第 11 号に掲げる事項の変更（原体規格の設定）に係る意見の聴取に関する資料  
(プロピザミド)

# プロピザミド

(propyzamide)

## 1. 審議事項

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第7条第1項の規定に基づき変更の登録申請を受けた標記有効成分を含む農薬の登録に関する意見の聴取

## 2. 経緯

### ① 申請及び諮問

令和5年（2023年）12月20日 変更の登録の申請

令和6年（2024年）5月23日 農業資材審議会への諮問

令和6年（2024年）5月30日 農業資材審議会農薬分科会（第41回）への諮問の報告

### ② 農薬原体部会

令和7年（2025年）2月21日 農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第23回）

### 3. 審議農薬の基本情報

- ① 化学名 (IUPAC) プロピザミド  
3,5-dichloro-N-(1,1-dimethyl-2-propynyl)benzamide
- ② CAS 登録番号 23950-58-5
- ③ 分子式 C<sub>12</sub>H<sub>11</sub>Cl<sub>2</sub>NO
- ④ 構造式
- 
- ⑤ 分子量 256.12
- ⑥ 初回登録年 昭和54年（1979年）
- ⑦ 用途 除草剤
- ⑧ 作用機作 マイクロチューブリン重合阻害による細胞分裂阻害により除草効果を示す。  
(HRAC分類：3)
- ⑨ 主な適用作物 芝、野菜
- ⑩ 使用方法 全面土壤散布
- ⑪ 登録申請農薬 別紙1参照

#### 4. 農薬原体部会における評価結果の概要（別紙2（1）参照）

##### ① 農薬の製造に用いられる農薬原体の規格

有効成分			
一般名又は略称	化学名	構造式	含有濃度
プロピザミド	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド		970 g/kg 以上

##### ② 農薬原体中のプロピザミドの分析法

プロピザミドの農薬原体をアセトニトリルに溶解後、C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりリン酸水溶液及びアセトニトリルの濃度勾配で分離し、紫外吸収（UV）検出器（検出波長：210 nm）によりプロピザミドを検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いる。

##### ③ 農薬原体の組成分析

プロピザミドの農薬原体の組成分析に用いられた分析法は、プロピザミド及び1 g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であった。

農薬の製造に用いられた農薬原体の組成分析において、定量された分析対象の含有濃度の合計は1000～1025 g/kgであった。

##### ④ 不純物の毒性

農薬の製造に用いられるプロピザミドの農薬原体中に含有されている不純物には、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。

##### ⑤ 農薬原体の同等性

農薬の製造に用いられるプロピザミドの農薬原体及び毒性試験に用いられた農薬原体は、その組成及び毒性を比較した結果、同等であった。

## 5. 農薬取締法第4条第1項各号に対する判断

別紙1に掲げる農薬の製造に用いるプロピザミド原体に4.①の規格を設定する変更の登録の申請について、以下のとおり判断することができる。

### 一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる審査の結果、本号に該当しない。

### 三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

### 四 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

### 五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、農薬取締法第3条第2項第4号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲、使用方法及び被害防止方法の変更は含まれていない。

### 六 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

### 七 農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壤への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。）の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に農薬取締法第3条第2項第3号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用された場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

本申請で変更する事項には、適用病害虫の範囲及び使用方法の変更は含まれていない。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

登録を受けた農薬の名称は変更できない。

十一 農薬取締法第4条第1項第1号から第10号までに掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

本申請で変更する事項には、本号の規定に基づく省令で定める場合として掲げる要件に該当しうる変更は含まれていない。

別紙 1

申請に係るプロピザミドを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
24218	アダッシュ顆粒水和剤

別紙2

参考資料一覧

- (1) プロピザミドの農薬原体の組成に係る評価報告書（農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会 令和7年2月21日）